

## 「特定活動」①

### 研修生が、研修終了後に技能実習生としての活動を希望する場合

\* 技能実習については、先行する「研修」活動の期間と併せて、最長3年以内に法務省告示（技能実習生制に係る出入国管理上の取扱いに関する指針）に規定されていますので、ご留意願います。

法務省告示：<http://www.moj.go.jp/NYUKAN/HOUREI/h01.html>

\* 「研修」から「技能実習」への移行を希望する方は、原則として、研修活動の期間を終了する3ヵ月前までに、(財)国際研修協力機構に対し、研修成果及び技能実習計画の評価を受けることを申し出ることとされており、ご留意願います。

### 提出資料

- 1 在留資格変更許可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通  
\* 地方入国管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページから取得することもできます。
- 2 パスポート及び外国人登録証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・提示
- 3 技能実習計画書（書式自由）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通
- 4 技能実習生と実習先機関との雇用契約書の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通
- 5 帰国後担保に関する説明書及び誓約書（書式自由）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通  
\* 上記5は、実習先機関（雇用主）からの文書で、申請人に対して技能実習修了後帰国させること及び帰国旅費を負担することを誓約する旨を記載してください。
- 6 申請人の本国における派遣元が作成した、帰国後の申請人の復職を保証する文書（書式自由）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通
- 7 在留状況が良好であることを証する次の資料・研修・生活状況等報告書（受け入れ機関記入用）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通  
\* 上記7については、地方入国管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページ（<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html>）から取得することもできます。
- 8 身分を証する文書（申請取次者証明書、戸籍謄本等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・提示  
\* \* 上記8については、申請人本人以外の方（申請が提出できる方については、<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html>を参照して下さい。）が申請を提出する場合において、申請を提出することができる方がどうか確認させていただくために必要となるものです。また、申請人以外の方が申請を提出する場合は、上記2の「申請人のパスポート及び外国人登録証明書の提示」に代わって、「申請人のパスポート及び外国人登録原票記載事項証明書（又は外国人登録証明書の両面写し）の提出」をお願いいたします。

\* 申請人とは、日本への在留を希望している外国人の方の事です。

\* 日本で発行される証明書は全て、発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。

**\*\*\*このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知おき願います。\*\*\***

### 留意事項

- 1 在留資格変更許可申請に関する手続等の案内については、入国管理局ホームページ（(<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/index.html>）の「各種手続案内」をご覧ください。
- 2 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文（日本語）を添付して下さい。
- 3 原則として、提出された資料を返却できませんので、再度入手することが困難な資料の原本等の返却を希望する場合は、申請時に申し出て下さい。
- 4 活動内容を変更し、他の在留資格に該当する活動を行おうとする場合は、速やかに申請して下さい。継続して3か月以上、現に有している在留資格に係る活動を行っていない場合は、在留資格の取消しの対象となります。
- 5 研修・技能実習制度については、次の入国管理局ホームページに、その概要等を案内しておりますので、ご覧ください。  
研修・技能実習制度 (<http://www.immi-moj.go.jp/seisaku/index.html>)

## 「特定活動」②

### 外交官や領事官等の家事使用人（個人的使用人）としての活動を希望する場合

※家事使用人を呼び寄せすることができる外国人の方及び家事使用人としての活動を行うことができる外国人の方の要件等については、法務省告示 (<http://www.moj.go.jp/NYUKAN/HOUREI/h02.html>) に定められておりますので、ご参照願います。

#### 提出資料

- 1 在留資格変更許可申請書・・ 1通  
\* 地方入国管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページから取得することもできます。
- 2 パスポート及び外国人登録証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示
- 3 雇用契約書の写し（活動の内容、雇用期間、報酬等の待遇を記載したもの）・・・・・・・・ 1通
- 4 雇用主の方が日常生活において使用する言語について、申請人が会話力を有することを明らかにする資料・・・・・・・・ 適宜  
\* 例えば、雇用主が英語を日常会話に使用している場合は、申請人の英語能力を明らかにする資料を提出してください。
- 5 雇用主の方の身分事項、地位及び在留資格を明らかにする資料
  - (1) 旅券（又は外国人登録証明書）の写し・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
  - (2) 在職証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
  - (3) 組織図（事務所の長を含む組織図で、事務所の長と雇用主の方との関係がわかるもの）・・・・・・・・ 1通
- 6 その他  
\* 雇用主の方の在留資格が「投資・経営」、「法律・会計業務」の場合は、雇用主の方と同居する家族の旅券又は外国人登録証明書の写しを提出してください。
- 7 身分を証する文書（申請取次者証明書、戸籍謄本等）・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示  
\* \* 上記7については、申請人本人以外の方（申請が提出できる方については、<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html>を参照して下さい。）が申請を提出する場合において、申請を提出することができる方がどうか確認させていただくために必要となるものです。また、申請人以外の方が申請を提出する場合は、上記2の「申請人のパスポート及び外国人登録証明書の提示」に代わって、「申請人のパスポート及び外国人登録原票記載事項証明書（又は外国人登録証明書の両面写し）の提出」をお願いいたします。

\* 申請人とは、日本への在留を希望している外国人の方の事です。

\* 日本で発行される証明書は全て、発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。

**\*\*\*このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知お願います。\*\*\***

#### 留意事項

- 1 在留資格変更許可申請に関する手続等の案内については、入国管理局ホームページ（(<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/index.html>）の「各種手続案内」をご覧ください。
- 2 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文（日本語）を添付して下さい。
- 3 原則として、提出された資料を返却できませんので、再度入手することが困難な資料の原本等の返却を希望する場合は、申請時に申し出て下さい。
- 4 活動内容を変更し、他の在留資格に該当する活動を行おうとする場合は、速やかに申請して下さい。継続して3か月以上、現に有している在留資格に係る活動を行っていない場合は、在留資格の取消しの対象となります。

## 「特定活動」③

アマチュアスポーツ選手としての活動を希望する場合、アマチュアスポーツ選手の家族の場合

※アマチュアスポーツ選手及びその家族としての活動を行う外国人の方の要件等については、法務省告示 (<http://www.moj.go.jp/NYUKAN/HOUREI/h02.html>) に定められておりますので、ご参照願います。

### 提出資料

アマチュアスポーツ選手の場合に必要な書類	アマチュアスポーツ選手の家族の場合に必要な書類
<p>1 在留資格変更許可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通 * 地方入国管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページから取得することもできます。</p> <p>2 パスポート及び外国人登録証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示</p> <p>3 身分を証する文書（申請取次者証明書、戸籍謄本等）・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示 * * 上記3については、申請人本人以外の方（申請が提出できる方については、<a href="http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html">http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html</a> を参照して下さい。）が申請を提出する場合において、申請を提出することができる方がどうか確認させていただくために必要となるものです。また、申請人以外の方が申請を提出する場合は、上記2の「申請人のパスポート及び外国人登録証明書の提示」に代わって、「申請人のパスポート及び外国人登録原票記載事項証明書（又は外国人登録証明書の両面写し）の提出」をお願いいたします。</p>	<p>4 申請人と扶養者との身分関係を証する文書（結婚証明書、出生証明書等）・・・・ 1通</p> <p>5 扶養者の外国人登録証明書又は旅券の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通</p> <p>6 扶養者の在職証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通</p> <p>7 扶養者の住民税の課税（又は非課税）証明書及び税証明書（1年間の総所得及び納税状況が記載されたもの）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 各1通 * 扶養者の方のお住まいの区役所・市役所・役場から発行されるものです。 * 上記7については、1年間の総所得及び納税状況（税金を納めているかどうか）の両方が記載されている証明書であれば、いずれか一方でかまいません。 * また、上記7の証明書が、入国後間もない場合や転居等により、お住まいの区役所・市役所・役場から発行されない場合は、最寄りの地方入国管理官署にお問い合わせ下さい。 * 上記6及び7については、既に扶養者の方が日本に在留している場合に提出してください。</p>
<p>4 雇用契約書の写し（活動の内容、雇用期間、報酬等の待遇を記載したもの）・・・・ 1通</p> <p>5 申請人の履歴書及び履歴を証明する資料（卒業証明書、職歴を証明する文書等）・・・・ 適宜</p> <p>6 競技会の出場歴及び当該競技会における成績を示す資料・・・・・・・・・・・・ 適宜</p> <p>7 申請人を雇用する日本にある機関の概要を明らかにする資料 (1) 登記事項証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通 (2) 貸借対照表又は損益計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通 (3) 会社の概要がわかるパンフレット等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 適宜</p>	

\* 申請人とは、日本への在留を希望している外国人（アマチュアスポーツ選手・その家族）の方のことで。

\* 日本で発行される証明書は全て、発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。

\*\*\*このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知おき願います。\*\*\*

### 留意事項

- 1 在留資格変更許可申請に関する手続等の案内については、入国管理局ホームページ（<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/index.html>）の「各種手続案内」をご覧ください。
- 2 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文（日本語）を添付して下さい。
- 3 原則として、提出された資料を返却できませんので、再度入手することが困難な資料の原本等の返却を希望する場合は、申請時に申し出て下さい。
- 4 活動内容を変更し、他の在留資格に該当する活動を行おうとする場合は、速やかに申請して下さい。継続して3か月以上、現に有している在留資格に係る活動を行っていない場合は、在留資格の取消しの対象となります。

## 「特定活動」④

外国の大学生が、インターンシップ（学業等の一環として、我が国の企業等において実習を行う活動）を希望する場合

外国の大学生が、サマージョブ（学業の遂行及び将来の就業に資するものとして、夏季休暇等の期間（3月を超えない期間）を利用して我が国の企業等の業務に従事する活動）を希望する場合

外国の大学生が、国際文化交流（大学の授業が行われない3月を超えない期間、我が国の地方公共団体が実施する国際文化交流事業に参加し、日本の小中学校等において国際文化交流に係る講義を行う活動）を希望する場合

※ インターンシップ、「サマージョブ」又は「国際文化交流」としての活動を行う外国人の方の要件及びその方を受け入れる機関については、次の法務省告示に定められておりますので、ご参照願います。法務省告示：<http://www.moj.go.jp/NYUKAN/HOUREI/h02.html>

### 提出資料

インターンシップの場合に必要な書類	サマージョブの場合に必要な書類	国際文化交流の場合に必要な書類
1 在留資格変更許可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通 ＊地方入国管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページから取得することもできます。 2 パスポート及び外国人登録証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示 3 申請人の在学証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通 4 身分を証する文書（申請取次者証明書、戸籍謄本等）・・・・・・・・ 提示 ＊ ＊上記4については、申請人本人以外の方（申請が提出できる方については、 <a href="http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html">http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html</a> を参照して下さい。）が申請を提出する場合において、申請を提出することができる方がどうか確認させていただくために必要となるものです。また、申請人以外の方が申請を提出する場合は、上記2の「申請人のパスポート及び外国人登録証明書の提示」に代わって、「申請人のパスポート及び外国人登録原票記載事項証明書（又は外国人登録証明書の両面写し）の提出」をお願いいたします。	5 申請人の休暇の期間を証する資料・・・・・・・・・・ 1通 6 申請人が在籍する外国の大学と日本の受け入れ機関との間で交わした契約書の写し・・・・・・・・ 1通 7 申請人の日本での活動内容、期間、報酬等の待遇を記載した資料・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通	5 申請人の休暇の期間を証する資料・・・・・・・・・・ 1通 6 申請人と日本の受け入れ機関との間で交わした契約書写し・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通 7 地方公共団体が作成した外国の大学生を受け入れるための要件（法務省告示第15号の別表3に定める要件）を満たしていることを証明する資料（事業計画等）・・・・・・・・ 1通
5 申請人が在籍する外国の大学と日本の受け入れ機関との間で交わしたインターンシップに係る契約書の写し・・・・・・・・ 1通 6 申請人が在籍する外国の大学からの承認書、推薦状及び単位取得等教育課程の一部として実施されることを証明する資料・・・・ 適宜 7 申請人の日本での活動内容、期間、報酬等の待遇を記載した資料・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通 8 申請人のインターンシップでの過去の在留歴を明らかにする資料・・・・・・・・ 適宜 9 申請人の在籍する大学の修業年限を明らかにする資料・・・・ 適宜		

＊ 申請人とは、日本への在留を希望している外国人の方の事です。

＊ 日本で発行される証明書は全て、発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。

\*\*\*このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知おき願います。\*\*\*

### 留意事項

- 1 在留資格変更許可申請に関する手続等の案内については、入国管理局ホームページ（<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/index.html>）の「各種手続案内」をご覧ください。
- 2 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文（日本語）を添付して下さい。
- 3 原則として、提出された資料を返却できませんので、再度入手することが困難な資料の原本等の返却を希望する場合は、申請時に申し出て下さい。
- 4 活動内容を変更し、他の在留資格に該当する活動を行おうとする場合は、速やかに申請して下さい。継続して3か月以上、現に有している在留資格に係る活動を行っていない場合は、在留資格の取消しの対象となります。

## 「特定活動」⑤

### 【特定研究等活動】

外国人の方が、本邦の公私の機関（高度な専門的知識を必要とする特定の分野に関する研究の効率的推進又はこれに関連する産業の発展に資するものとして法務省令で定める要件に該当する事業活動を行う機関であって、法務大臣が指定するものに限る。）との契約に基づいて当該機関の施設において当該特定の分野に関する研究、研究の指導若しくは教育をする活動（教育については、大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校においてするものに限る。）又は当該活動と併せて当該特定の分野に関する研究、研究の指導若しくは教育と関連する事業を自ら経営する活動を希望する場合

※上記法務省令で定める要件については、次のホームページを、ご参照願います。事業活動の要件を定める法務省令第79号：<http://www.moj.go.jp/NYUKAN/HOUREI/h08.html>

### 提出資料

1 在留資格変更許可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通

＊地方入国管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページから取得することもできます。

2 パスポート及び外国人登録証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示

3 申請人と契約を結んだ本邦の機関の概要及び事業活動を明らかにする次の資料

(1) 案内書（パンフレット等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通

(2) 登記事項証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通

(3) 上記（1）及び（2）に準ずる文書・・・・・・・・・・・・・・・・ 適宜

(4) 外国人社員リスト（国籍・氏名・性別・生年月日・入社年月日・在留資格  
・在留期間・在留期間満了日・職務内容を含んだもの）・・・・・・・・ 1通

(5) 同意書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通

＊上記（5）については、地方入国管理官署において、用紙を用意しています。

※申請人が研究、研究の指導又は教育と関連する事業を自ら経営する活動を行おうとする場合についても、上記3（1）～（3）の資料を提出していただきます。

4 次のいずれかで、活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書

(1) 受入れ機関との雇用契約書の写し・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通

(2) 受入れ機関からの辞令の写し・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通

(3) 受入れ機関からの採用通知書の写し・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通

(4) 上記（1）から（3）までに準ずる文書・・・・・・・・・・・・・・・・ 適宜

5 卒業証明書及び職歴その他経歴を証する文書

(1) 卒業証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通

(2) 在職証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通

(3) 履歴書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通

6 その他（転職した場合）

＊転職した場合は、次の文書を提出してください。

(1) 前雇用先機関が作成した退職証明書（退職日を明記したもの）・・・・・・・・ 1通

(2) 住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書

＊お住まいの区役所・市役所・役場から発行されるものです。

＊上記6（2）については、1年間の総所得及び納税状況（税金を納めているかどうか）の両方が記載されている証明書であれば、いずれか一方でかまいません。

＊また、上記6（2）の証明書が、入国後間もない場合や転居等により、お住まいの区役所・市役所・役場から発行されない場合は、最寄りの地方入国管理官署にお問い合わせ下さい。

7 身分を証する文書（申請取次者証明書、戸籍謄本等）・・・・・・・・・・・・・提示

\* \*上記7については、申請人本人以外の方（申請が提出できる方については、<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html>を参照して下さい。）が申請を提出する場合において、申請を提出することができる方がどうか確認させていただくために必要となるものです。また、申請人以外の方が申請を提出する場合は、上記2の「申請人のパスポート及び外国人登録証明書の提示」に代わって、「申請人のパスポート及び外国人登録原票記載事項証明書（又は外国人登録証明書の両面写し）の提出」をお願いいたします。

\* 申請人とは、日本への在留を希望している外国人の方の事です。

\* 日本で発行される証明書は全て、発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。

**\*\*\*このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知おき願います。\*\*\***

**留 意 事 項**

- 1 在留資格変更許可申請に関する手続等の案内については、入国管理局ホームページ（<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/index.html>）の「各種手続案内」をご覧ください。
- 2 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文（日本語）を添付して下さい。
- 3 原則として、提出された資料を返却できませんので、再度入手することが困難な資料の原本等の返却を希望する場合は、申請時に申し出て下さい。
- 4 活動内容を変更し、他の在留資格に該当する活動を行おうとする場合は、速やかに申請して下さい。継続して3か月以上、現に有している在留資格に係る活動を行っていない場合は、在留資格の取消しの対象となります。

## 「特定活動」⑥

### 【特定情報処理活動】

外国人の方が、本邦の公私の機関（情報処理に関する産業の発展に資するものとして法務省令で定める要件に該当する事業活動を行う機関であって、法務大臣が指定するものに限る。）との契約に基づいて当該機関の事業所（当該機関から労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者として他の機関に派遣される場合にあっては、当該他の機関の事業所）において自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を要する情報処理に係る業務に従事する活動を希望する場合

※上記法務省令で定める要件については、次のホームページを、ご参照願います。事業活動の要件を定める法務省令第 7 9 号：<http://www.moj.go.jp/NYUKAN/HOUREI/h08.html>

\* 「特定情報処理活動」を希望する方は、基準省令（上陸許可基準）に適合していることが必要となります。

なお、この基準省令は、次のホームページの「特定活動」の項目をご参照願います。基準省令：<http://www.moj.go.jp/NYUKAN/NYUKANHO/ho13.html>

### 提出資料

- 1 在留期間更新許可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 通  
\* 地方入国管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページ (<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-3.html>) から取得することもできます。
- 2 パスポート及び外国人登録証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示
- 3 次のいずれかで、活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書
  - (1) 本邦の機関からの在職証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 通
  - (2) 本邦の機関からの辞令の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 通
  - (3) 本邦の機関からの雇用契約書の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 通
  - (4) 上記 (1) から (3) までに準ずる文書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 適宜
- 4 住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（1 年間の総所得及び納税状況が記載されたもの）・・・・・・・・・・ 各 1 通  
\* お住まいの区役所・市役所・役場から発行されるものです。  
\* 上記 4 については、1 年間の総所得及び納税状況（税金を納めているかどうか）の両方が記載されている証明書であれば、いずれか一方でかまいません。  
\* また、上記 4 の証明書が、入国後間もない場合や転居等により、お住まいの区役所・市役所・役場から発行されない場合は、最寄りの地方入国管理官署にお問い合わせください。
- 5 身分を証する文書（申請取次者証明書、戸籍謄本等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示  
\* \* 上記 5 については、申請人本人以外の方（申請が提出できる方については、<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html> を参照して下さい。）が申請を提出する場合において、申請を提出することができる方がどうか確認させていただくために必要となるものです。また、申請人以外の方が申請を提出する場合は、上記 2 の「申請人のパスポート及び外国人登録証明書の提示」に代わって、「申請人のパスポート及び外国人登録原票記載事項証明書（又は外国人登録証明書の両面写し）の提出」をお願いいたします。

\* 申請人とは、日本への在留を希望している外国人の方の事です。

\* 日本で発行される証明書は全て、発行日から 3 ヶ月以内のものを提出してください。

\*\*\*このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知おき願います。\*\*\*

### 留意事項

- 1 在留期間更新許可申請に関する手続等の案内については、入国管理局ホームページ (<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/index.html>) の「各種手続案内」をご覧ください。
- 2 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文（日本語）を添付して下さい。
- 3 この申請は、在留期限のおおむね 2 か月前から行うことができますので、余裕を持って申請をして下さい。

## 「特定活動」⑦

[特定研究等家族滞在活動]及び[特定情報処理家族滞在活動]

「特定研究等活動」又は「特定情報処理活動」を行う外国人の方（以下「扶養者」という。）の扶養を受ける配偶者又は子である場合

\* 「特定研究等活動」とは、本邦の公私の機関（高度な専門的知識を必要とする特定の分野に関する研究の効率的推進又はこれに関連する産業の発展に資するものとして法務省令で定める要件に該当する事業活動を行う機関であって、法務大臣が指定するものに限る。）との契約に基づいて当該機関の施設において当該特定の分野に関する研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該特定の分野に関する研究、研究の指導若しくは教育と関連する事業を自ら経営する活動のこと。

\* 「特定情報処理活動」とは、本邦の公私の機関（情報処理に関する産業の発展に資するものとして法務省令で定める要件に該当する事業活動を行う機関であって、法務大臣が指定するものに限る。）との契約に基づいて当該機関の事業所において自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を要する情報処理に係る業務に従事する活動のこと。

### 提出資料

扶養者の配偶者又は子の場合に必要な書類	扶養者の親又は扶養者の配偶者の親の場合に必要な書類
<p>1 在留資格変更許可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通                      * 地方入国管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページから取得することもできます。</p> <p>2 パスポート及び外国人登録証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示</p> <p>3 次のいずれかで、扶養者との身分関係を証する文書</p> <p>(1) 戸籍謄本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通</p> <p>(2) 婚姻届出受理証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通</p> <p>(3) 結婚証明書（写し）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通</p> <p>(4) 出生証明書（写し）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通</p> <p>(5) 上記（1）から（4）までに準ずる文書・・・・・・・・・・・・・・・・ 適宜</p> <p>4 扶養者の外国人登録証明書又は旅券の写し・・・・・・・・・・・・・・ 1通</p> <p>5 扶養者の職業及び収入を証する文書</p> <p>(1) 在職証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通                      * 扶養者の職業がわかる証明書を提出してください。</p> <p>(2) 住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（1年間の総所得及び納税状況が記載されたもの）・・・・・・・・・・・・・・各1通                      * お住まいの区役所・市役所・役場から発行されるものです。                      * 上記5（2）については、1年間の総所得及び納税状況（税金を納めているかどうか）の両方が記載されている証明書であれば、いずれか一方でかまいません。                      * また、上記5（2）の証明書が、入国後間もない場合や転居等により、お住まいの区役所・市役所・役場から発行されない場合は、最寄りの地方入国管理官署にお問い合わせ下さい。</p> <p>6 身分を証する文書（申請取次者証明書、戸籍謄本等）・・・・・・・・・・・・ 提示                      * * 上記6については、申請人本人以外の方（申請が提出できる方については、<a href="http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html">http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html</a>を参照して下さい。）が申請を提出する場合において、申請を提出することができる方がどうか確認させていただくために必要となるものです。また、申請人以外の方が申請を提出する場合は、上記2の「申請人のパスポート及び外国人登録証明書の提示」に代わって、「申請人のパスポート及び外国人登録原票記載事項証明書（又は外国人登録証明書の両面写し）の提出」をお願いいたします。</p>	



<p>7 扶養者の職業及び収入を証する文書</p> <p>(1) 在職証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 通</p> <p>＊扶養者の職業がわかる証明書を提出してください。</p> <p>(2) 次のいずれかで収入を証する文書</p> <p>①扶養者が日本に在留している場合</p> <p>住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（1年間の総所得及び納税状況が記載されたもの）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・各1通</p> <p>＊上記の証明書については、1年間の総所得及び納税状況（税金を納めているかどうか）の両方が記載されている証明書であれば、いずれか一方でかまいません。</p> <p>＊また、上記の証明書が、入国後間もない場合や転居等により、お住まいの区役所・市役所・役場から発行されない場合は、最寄りの地方入国管理官署にお問い合わせ下さい。</p> <p>②扶養者が申請人とともに入国する場合</p> <p>扶養者の収入を証明する文書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 適宜</p>	<p>7 扶養者の職業及び収入を証する文書</p> <p>(1)在職証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 通</p> <p>扶養者の職業がわかる証明書を提出してください</p> <p>(2) 収入を証明する文書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 適宜</p> <p>8 外国において扶養者と同居し、かつ、扶養者の扶養を受けていたことを証する文書</p> <p>（住民登録や納税申告などの証明書）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 適宜</p> <p>9 扶養者ととともに日本に転居する旨を申し立てた文書（様式自由）・・・・・・・・・・ 1 通</p>
--	--

＊ 申請人とは、日本への在留を希望している外国人の方の事です。

＊ 日本で発行される証明書は全て、発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。

\*\*\*このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知おき願います。\*\*\*

**留 意 事 項**

- 1 在留資格変更許可申請に関する手続等の案内については、入国管理局ホームページ（<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/index.html>）の「各種手続案内」をご覧ください。
- 2 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文（日本語）を添付して下さい。
- 3 原則として、提出された資料を返却できませんので、再度入手することが困難な資料の原本等の返却を希望する場合は、申請時に申し出て下さい。
- 4 活動内容を変更し、他の在留資格に該当する活動を行おうとする場合は、速やかに申請して下さい。継続して3か月以上、現に有している在留資格に係る活動を行っていない場合は、在留資格の取消しの対象となります。

## 「特定活動」⑧

【EPA看護師候補者からEPA看護師へ変更する場合】

【EPA介護福祉士候補から（就労コース含む）からEPA介護福祉士へ変更する場合】

【EPA看護師又は看護師で、就労先を変更した場合】

・ EPA看護師  
看護師国家試験に合格することにより看護師免許を受けた者が、本邦の公私の機関との契約に基づき看護師としての業務に従事する活動の延長を希望する場合

・ EPA介護福祉士  
介護福祉士国家資格に合格することにより介護福祉士資格を取得した者が、本邦の公私の機関との契約に基づき介護福祉士としての業務に従事する活動の延長を希望する場合

### 提出資料

- 1 在留資格変更許可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通  
\* 地方入国管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページから取得することもできます。
- 2 パスポート及び外国人登録証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示
- 3 活動の内容、機関、地位及び報酬の記載のある雇用契約書の写し・・・・・・・・ 1通
- 4 住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（1年間の総所得及び納税状況が記載されたもの）・・・・・・・・ 各1通  
\* お住まいの区役所・市役所・役場から発行されるものです。  
\* 上記4については、1年間の総所得及び納税状況（税金を納めているかどうか）の両方が記載されている証明書であれば、いずれか一方でかまいません。  
\* また、上記4の証明書が、入国後間もない場合や転居等により、お住まいの区役所・市役所・役場から発行されない場合は、最寄りの地方入国管理官署にお問い合わせ下さい。
- 5 看護師免許若しくは看護師免許登録済み証明書又は介護福祉士登録証の写し  
就職先を変更し、その際 JICWELS のあっせんによらなかった場合に上記資料の他に必要な書類
- 6 受入れ機関の法人登記簿謄本及び決算報告書
- 7 受入れ施設のパフレット、案内等
- 8 日本人と同等以上の報酬額を支払うことを証明する資料

\* 申請人とは、日本への在留を希望している外国人の方の事です。

\* 日本で発行される証明書は全て、発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。

\*\*\*このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知おき願います。\*\*\*

### 留意事項

- 1 在留資格変更許可申請に関する手続等の案内については、入国管理局ホームページ（<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/index.html>）の「各種手続案内」をご覧ください。
- 2 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文（日本語）を添付して下さい。
- 3 原則として、提出された資料を返却できませんので、再度入手することが困難な資料の原本等の返却を希望する場合は、申請時に申し出て下さい。

## 「特定活動」⑨

【EPA介護福祉士候補から（就学コース）からEPA介護福祉士へ変更する場合】

【EPA看護師又は看護師で、就労先を変更した場合】

- ・ EPA介護福祉士  
介護福祉士国家資格に合格することにより介護福祉士資格を取得した者が、本邦の公私の機関との契約に基づき介護福祉士としての業務に従事する活動の延長を希望する場合

### 提出資料

- 1 在留資格変更許可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通  
\*地方入国管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページから取得することもできます。
- 2 パスポート及び外国人登録証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示
- 3 活動の内容、機関、地位及び報酬の記載のある雇用契約書の写し・・・・・・・・ 1通
- 4 介護福祉士登録証の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
- 5 介護福祉士養成施設の卒業証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通  
就職先を変更し、その際 JICWELS のあっせんによらなかった場合に上記資料の他に必要な書類
- 6 受入れ機関の法人登記簿謄本及び決算報告書
- 7 受入れ施設のパンフレット、案内等
- 8 日本人と同等以上の報酬額を支払うことを証明する資料

\* 申請人とは、日本への在留を希望している外国人の方の事です。

\* 日本で発行される証明書は全て、発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。

\*\*\*このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知おき願います。\*\*\*

### 留意事項

- 1 在留資格変更許可申請に関する手続等の案内については、入国管理局ホームページ（<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/index.html>）の「各種手続案内」をご覧ください。
- 2 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文（日本語）を添付して下さい。
- 3 原則として、提出された資料を返却できませんので、再度入手することが困難な資料の原本等の返却を希望する場合は、申請時に申し出て下さい。

## 「特定活動」⑩

### 大学等を卒業した留学生在が、卒業後、「就職活動」を行うことを希望する場合

#### 1、継続就職活動大学生

在留資格「留学」をもって在留する本邦の学校教育法上の大学（短期大学及び大学院を含む。以下同じ。）を卒業した外国人（ただし、別科生、聴講生、科目等履修生及び研究生は含まない。）で、かつ、卒業前から引き続き行っている就職活動を行うことを目的として本邦への在留を希望する者（高等専門学校を卒業した外国人についても同様とします。）

#### 2、継続就職活動専門学校生

在留資格「留学」をもって在留する本邦の学校教育法上の専修学校専門課程において、専門士の称号を取得し、同課程を卒業した外国人で、かつ、卒業前から引き続き行っている就職活動を行うことを目的として本邦への在留を希望する者のうち、当該専門課程における修得内容が「技術」又は「人文知識・国際業務」等、就労に係るいずれかの在留資格に該当する活動と関連があると認められる者

#### 提出資料

#### 継続就職活動大学生の場合

#### 継続就職活動専門学校生の場合

#### [共通]

- |  |  |
|--|--|
| <p>1 在留資格変更許可申請書・・ 1通<br/>* 地方入国管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページから取得することもできます。</p> <p>2 パスポート及び外国人登録証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示</p> <p>3 申請人の在留中の一切の経費の支弁能力を証する文章・・・・・・・・・・・・・・・・ 適宜<br/>* 当該申請人以外が経費支弁をする場合には、その者の支弁能力を証する文書及びその者が支弁するに至った経緯を明らかにする文書を提出してください。</p> <p>4 身分を証する文書（申請取次者証明書、戸籍謄本等）・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示<br/>* 上記については、申請人本人以外の方（申請が提出できる方については、<a href="http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html">http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html</a>を参照して下さい。）が申請を提出する場合において、申請を提出することができる方がどうか確認させていただくために必要となるものです。また、申請人以外の方が申請を提出する場合は、上記2の「申請人のパスポート及び外国人登録証明書の提示」に代わって、「申請人のパスポート及び外国人登録原票記載事項証明書（又は外国人登録証明書の両面写し）の提出」をお願いいたします。</p> | <p>5 直前まで在籍していた専修学校の発行する専門士の称号を有することの証明書・・・・ 1通</p> <p>6 直前まで在籍していた専修学校の卒業証書（写し）又は卒業証明書及び成績証明書・・・・ 1通</p> <p>7 直前まで在籍していた専修学校による継続就職活動についての推薦状・・・・・・・・ 1通</p> <p>8 継続就職活動を行っていることを明らかにする資料・・・・・・・・・・・・・・・・ 適宜</p> <p>9 専門課程における修得内容の詳細を明らかにする資料・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通</p> |
|--|--|

\* 申請人とは、日本への在留を希望している外国人の方の事です。

\* 日本で発行される証明書は全て、発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。

\*\*\*このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知おき願います。\*\*\*

#### 留意事項

- 1 在留資格変更許可申請に関する手続等の案内については、入国管理局ホームページ（<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/index.html>）の「各種手続案内」をご覧ください。
- 2 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文（日本語）を添付して下さい。
- 3 原則として、提出された資料を返却できませんので、再度入手することが困難な資料の原本等の返却を希望する場合は、申請時に申し出て下さい。